

No	4290360
----	---------

事務事業票

所管部長等名	健康福祉部長 丸山 智子
所管課・係名	生活援護課 保護給付係
課長名	角 竜一郎

評価対象年度	平成29年度	(2017)
--------	--------	--------

1 (Plan) 事務事業の計画

事務事業名	生活困窮者自立支援事業			会計区分	01 一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	3	—	1	—	1
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	1	誰もがいきいきと暮らすまち	事業コード(大-中-小)	1	—	31	—	35
	施策の大綱(節)【政策】	3	健やかに暮らせるまちづくり	総合戦略での 位置づけ	基本目標				
	施策の展開(項)【施策】	1	保健・福祉・医療の連携強化		施策大項目				
	具体的な施策と内容	2	地域福祉の推進		施策小項目				
事務事業の概要 (全体事業の内容)	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮者自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他の生活困窮者に対する支援を早期に行うことで、自立の促進を図る。								
実施手法 (該当欄を選択)	☐ 全部直営								

2 (Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業内容等

対 象 (誰・何を)	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方							
事業内容(手段、方法等)		成果目標(どのような効果をもたらしたいのか)						
【生活困窮者自立相談支援事業】※必須事業 生活困窮者からの相談を受け、抱えている課題を評価・分析し、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるようプランを策定する。その後プランに基づいた各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連携、連絡調整を行う。 【住居確保給付金】※必須事業 離職により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、安定した就職活動ができるように、期限付きで家賃相当額を支給する。 【その他の事業】※任意事業 就労準備支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習援助事業、一時生活支援事業を実施することで、相談者の自立促進を図る。		相談者の問題に対応した支援策を講じることにより、自立の促進を図る。						
コスト推移		27年度決算	28年度決算	29年度決算 見込	30年度予算	2019年度 見込	2020年度 見込	2021年度 見込
事業費(直接経費) (単位:千円)		31,317	29,802	28,202	33,146	33,500	33,500	33,500
財 源 内 訳	国県支出金	21,885	20,782	18,955	22,441	22,700	22,700	22,700
	地方債							
	その他特定財源(特別会計→繰入金)							
	一般財源(特別会計→事業収入)	9,432	9,020	9,247	10,705	10,800	10,800	10,800

事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
	①	相談件数	件	計画	-	-	-	180	190	200	
				実績	-	-	-	182	251	209	
	②	支援調整会議開催回数	回	計画	-	-	-	60	70	80	
				実績	-	-	-	100	80	77	
	③			計画	-						
				実績							
	〈記述欄〉※数値化できない場合										
もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名		指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	相談件数	生活困窮者への本制度の周知状況の指標として設定	件	計画	-	-	-	180	190	200
					実績	-	-	-	182	251	209
	②	支援調整会議開催回数	支援を行う前には、必ず支援調整会議を開催するため、支援の実施状況の指標として設定	回	計画	-	-	-	60	70	80
					実績				100	80	77
	③	相談者の自立割合	相談した人が、自立した生活を行っていることを効果の指標として設定	%	計画	-	-	-	100	100	100
					実績	-	-	-	88	87	85
	〈記述欄〉※数値化できない場合										

3 (Check) 事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	当事業は生活保護に至る前の救済という意味で第二のセーフティネットとなっており、上位政策に結びついている。また、経済的な問題だけではなく、心身や家庭の問題など様々な課題を抱えている方も多数存在すると考えらるため、引き続き事業を行っていく必要がある。なお、本事業は、法において福祉事務所設置自治体が事業主体であることが明記されている。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	平成27年度から事業を実施しているが、成果目標として計画した相談件数を上回る件数となっている。また、複合的な問題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援事業所と関係機関において連携して事業を進めており、生活困窮者対策として有効な活動内容となっている。なお、法に規定された制度であるが、実施方法については、適宜見直しを図っている。
◆実施方法は現行どおりでよい ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	平成27年度の事業開始時から直営で行うべき事業を除き、社会福祉協議会等への委託により実施しているが、今後、国において制度改正や運用見直しが行われた場合には、それに合わせて事業の統合や連携も含めた見直しを行っていく。なお、生活に困窮された方を対象とした事業であるため、全ての事業において、受益者負担は求めている。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善			
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	
今後の方向性の理由、改革改善の取組等		(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など) 平成27年度から本制度が施行され、法の目的に沿うように事業を実施していく。	
外部評価の実施		無	実施年度
改善進捗状況等	H29進捗状況		
	H29取組内容		
決算審査に伴う常任委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)	

事業の活動量・実績の数値化 活動指標	指標名		単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	就労支援対象者	人	計画	-	100	105	110	115	120
				実績	69	98	75	56	64	71
	②	ハローワークと連携した就労支援	回	計画	-	45	90	90	90	90
				実績	0	39	89	194	179	115
	③	生活保護世帯への訪問	件	計画	-	-	-	5300	5350	5400
				実績				5574	5954	5709
〈記述欄〉※数値化できない場合										
もたらそうとする効果・成果の数値化 成果指標	指標名	指標設定の考え方	単位		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	①	就労支援対象者数	人	計画	-	100	105	110	115	120
				実績	69	98	75	56	64	71
	②	ハローワークと連携した就労支援	回	計画	-	45	90	90	90	90
				実績	0	39	89	194	179	115
	③	生活保護世帯訪問率	%	計画	-	-	-	100	100	100
				実績	-	-	-	105.2	111.3	105.7
〈記述欄〉※数値化できない場合										

3 (Check) 事務事業の自己評価		
着眼点	チェック	判断理由
◆事業実施の妥当性を備えているか ・事業の目的が上位政策・施策に結びつくか ・市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていないか ・市が事業主体であることが妥当か(国・県・民間と競合していないか)	● 妥当である 概ね妥当である 妥当でない	「保健・福祉・医療の連携強化」の中で、総合計画にも位置づけられており、市の上位政策と結びついている。また、生活保護受給者は、高齢化の進展や経済構造の変化などにより増加傾向にあり、事業の重要性は増している。なお、法定受託事務であり、福祉事務所を所管する市は、今後も引き続き事業を実施する必要がある。
◆活動内容は有効なものとなっているか ・成果目標の達成状況は順調に推移しているか ・成果を向上させるため、事業内容を見直す余地がないか(成果をこれ以上伸ばすことはできないか)	● 有効である 概ね有効である 有効でない	最後のセーフティネットとして最低生活が保障されるとともに、自立の助長により健康で文化的な生活を送ることができる。また、適切な就労支援を行い就労を開始することで、給付額の減少や保護の廃止に結びついている。
◆実施方法は現行どおりでよいか ・民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能か ・目的や形態が類似、関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能か ・現状の成果を下げずに非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費を削減することは可能か ・事務事業の目的や成果から考えて、受益者負担を見直す必要があるか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	● 現行どおりでよい 見直しが必要	法定受託事務であり、民間委託や指定管理者制度等の利用及び類似する他事業との統合・連携はできない。また、事業費の負担については、国(3/4)、市(1/4)と決められている。なお、現業員(ケースワーカー)の定数についても社会福祉法の規定により定められており、正規職員を配置しなければならない。

4 (Action) 事務事業の方向性と改革改善			
今後の方向性 (該当欄を選択)		1 不要(廃止) 2 民間実施 3 市による実施(民間委託の拡大・市民等との協働等) 4 市による実施(要改善) ● 5 市による実施(現行どおり) 6 市による実施(規模拡充)	
今後の方向性の理由、改革改善の取組等		(今後の方向性の理由、改革改善の取組ともたらそうとする効果など) 今後も法の基準に基づいて事業を実施していく。	
外部評価の実施		無	実施年度
改善進捗状況等	H29進捗状況		
	H29取組内容		
決算審査に伴う常任委員会における意見等		特になし (委員からの意見等)	